

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 241 回

世の中何が起こるかわかりませんね。

- まだ地震の可能性は残っており
- 日立、三菱重工の巨大企業（日本では）が経営統合をする可能性がでてきました
- オリエンタルランドの 4 月～6 月期 30 億円の赤字となりました
- 円高がどんどん進み危機感が強まっています
（8 月 4 日にまた政府は円売り、ドル買い介入を行いました）
- 欧米、特にアメリカの財政問題は末期的な危機状態にある
- 人が死に、企業が死に、そしてまた人が生まれ、企業が生まれる
それでも生き残る企業はどんどん減少する

大変リスクの高い我が国日本でどうやって生き残るのか、難しい対応が必要とされま
す。

皆様今こそ一致団結し、情報を集め、対応しましょう。
一人、一社では何もできません。



また、勝友会を開催します。
話し合しましょう！！

前田の《今人生を語る》第 146 回



日本の国のことを考えない、どこか他の国のことを考える。
果たして国家は誰のものか？

果たして今、増税を容認してよいのか・・・日本はつぶれないか

国民の我慢に甘える首相はもういない！！

非課税限度額を超える15km以上の通勤手当は課税対象となります！！

松村英二

平成 23 年税制改正により、通勤時にマイカーや自転車など交通用具の使用を常と
しており、かつ通勤距離が片道 15 km 以上の通勤者へ支給する通勤手当非課税限度
額の上乗せ特例の廃止が決まりました。

適用時期は平成 24 年 1 月 1 日以後に支給される通勤手当とされる。

(片道の通勤距離)	(非課税限度額)
① 0 から 2 km 未満	全額課税
② 2 km 以上 10 km 未満	4, 100 円
③ 10 km 以上 15 km 未満	6, 500 円
④ 15 km 以上 25 km 未満	11, 300 円
⑤ 25 km 以上 35 km 未満	16, 100 円
⑥ 35 km 以上 45 km 未満	20, 900 円
⑦ 45 km 以上	24, 500 円

④から⑦においては、特例として「交通機関を利用したならば負担することとなる
1 ヶ月あたりの最も経済的かつ合理的な運賃等の額が非課税限度額を超えるときは
10 万円を限度に非課税」とされていたが、マイカー通勤者はガソリン等の実費基準
を超えた通勤手当の非課税の選択が可能として、国土交通省が通勤交通に係る環境負
荷の適正化を理由に、廃止を要望していた。

平成 23 年度税制改正では、非課税とされる通勤手当の範囲について見直しが行わ
れ、政令において上乗せ特例を定めた部分が削除されることとなった。その結果、上
記④から⑦にかけての上乗せ特例が廃止とされることとなった。したがって、①から
③の部分に関してはもともと上乗せ特例の適用がなかったため、今回の税制改正によ
る影響は受けることはない。

従来のように非課税限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、その超える部分
の金額が給与として課税対象とされることとなる。